

令和4年度 佐伯市地域女性活躍推進事業補助金 募集要項

1 補助対象事業者（事業主体）

本市の女性活躍推進のために活動する市民活動団体等（市民活動団体、ボランティアグループ、女性団体、NPO法人等）であって、次の要件を満たす団体

- (1) 市の開催する地域女性活躍推進会議に参加する団体
- (2) 市の主催する男女共同参画に関する事業及びイベントに「地域女性活躍推進団体」として参加する団体
- (3) 暴力団関係者を構成員に含まない団体

※原則として、同一事業に対する補助金の交付は3年を限度とします。

2 補助対象事業

女性の活躍を推進するため、団体が単独で、若しくは連携して行う事業

3 事業実施期間

補助金等交付決定通知日から令和5年3月15日まで

4 補助対象経費

- (1) 報償費
講師・出演者等への謝金など
- (2) 旅費
講師・出演者等への旅費、研修・視察などの交通費など
- (3) 需用費
事務用品、材料、道具等の購入または資料の作成等に 係る費用
チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用など
- (4) 委託料
託児の委託等に係る費用
- (5) 役務費
電話料、切手代、宅配便等の運搬用費用
イベント等に必要なた広告・宣伝の費用等など
- (6) 使用料・賃借料
会議、イベント等で使用する施設の使用料など

※ ただし、証拠書類（請求書、領収書の写し等）によって金額、内容等が確認できないものについては、補助対象経費と認められません。

5 補助金の額

1 事業当たり、10万円を基本上限額とします。（その他市長の認める額）

6 申請手続等

(1) 応募期限 令和4年4月28日（金）17時まで

(2) 申請書類 所定の様式を申請・問い合わせ先に提出してください。

（応募申請書、企画提案書、収支予算書、応募団体調書など）

7 事業採択

書類審査及び申請団体のプレゼンテーションにより、事業内容、事業の組立ての良し悪し、実効性を審査する審査会を開催し決定します。

なお、審査会は令和4年5月21日（土）の予定です。

8 補助金の交付の申請等

採択された事業については、佐伯市補助金等交付規則により補助金の交付申請手続を経て補助金が交付されます。

9 申請・問い合わせ先

佐伯市 福祉保健部 福祉保健企画課 人権推進・男女共同参画係

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

電話：22-3085

E-mail：danjyo@city.saiki.lg.jp